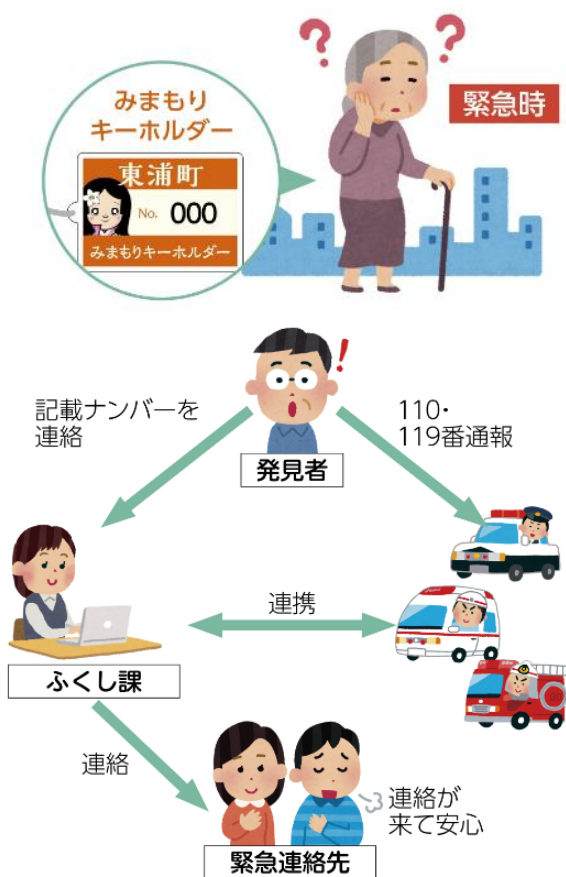


東浦町おでかけあんしん事業 みまもりキーホルダー

認知症の方、またはその疑いのある方が、行方不明になった場合に、早期発見・保護するためのキーホルダーです。
ふくし課にて、名前・住所・電話番号・緊急連絡先を登録していただき、登録番号が記載されたキーホルダーをお渡しします。
外出時に身につけていただき、緊急搬送されたり、警察や発見者に保護された際に、登録番号をもとに適切な情報提供を行います。

キーホルダーの仕組み



～対象者の方へ～

- ① 役場ふくし課で、「申請書」をご提出いただいた際にキーホルダーをお渡しします。
- ② キーホルダーは、カバンや、ズボンのベルトループなどに付けてご利用ください。

～住民の方へ～

キーホルダーを身につけている方が、自宅に帰れなくなっているのを発見した場合

- ① 警察へ通報
- ② 役場ふくし課へキーホルダーに記載されているナンバーをお知らせください。
- ③ ふくし課が事前に登録いただいた緊急連絡先に連絡します。

詳しくは裏面へ！

●対象者

次の①～③すべてに該当し、
認知症高齢者等おでかけあんしん事業登録
をいただいている方

①認知症の方、認知症の疑いのある方

②自力で外出することができる方

③東浦町に住所を有する方

※施設に入所されていても、自力で外出することが
できる方であれば対象となります。

●申請方法

役場ふくし課で、「認知症高齢者等おでかけあ
んしん事業登録申請書」をご提出いただいた
際に、登録ナンバーが記載された「みまもり
キーホルダー」をお渡しします。

●費用

無料

●紛失・破損した場合

役場ふくし課にて無料で再交付いたします。

●返却について

住所の変更等、キーホルダーが必要でなくなった
場合も返却の必要はありません。

【問い合わせ】

東浦町役場 ふくし課 地域包括ケア推進係

0562-83-3111 (内線129)

fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp